

長崎県立長崎北陽台高等学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月24日策定
令和 2年 5月19日改定
令和 3年 3月31日改定
令和 4年 4月 1日改定

1. 本校が目指す生徒像

変化が激しく予測困難な社会にあって、自ら学びよりよい人生を創造し、社会の持続的な成長、発展に貢献する資質として、命の尊さや個人の尊厳を重んじ、いじめ問題を当事者として捉えることのできる自己指導能力を有する生徒

2. 目的

いじめ防止対策推進法及び長崎県いじめ防止基本方針に基づき、校内の指導体制を確立し家庭・地域との連携を強化することにより、いじめを生まない生き生きとした学校づくりを実現し、もって本校が目指す生徒の育成に資する。

※いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

「いじめとは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。」

※ 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織（学校いじめ対策委員会）へ情報提供することは必要となる。

○具体的ないじめの態様（例）

- 1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 2) 仲間はずし、集団による無視をされる
- 3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりされる
- 5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 6) パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3. 実施項目

目的を達成するために、次の項目に取り組む。

(1) いじめの未然防止

- ①校内指導体制を確立し、教職員の生徒指導力の向上等の対策を計画的に実施する。
- ②生徒及び教職員の人権意識や生命尊重の精神を涵養する。
- ③生徒会活動や学校行事等を通じて、生徒の道徳的実践力と自己肯定感の育成に努める。
- ④日常的な家庭・地域・関係機関との連携を強化する。

(2) いじめの早期発見

- ①教職員による個々の生徒の観察を通して、確実な情報共有を図る。
- ②個人面談や三者面談、学級懇談会を計画的に行い家庭との連携を図る。
- ③教育相談体制をさらに充実させ、生徒へのアンケート調査等を計画的に行う。
- ④保護者や地域の情報を日常的に収集し、相談機関などに情報を迅速に提供する。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめと疑われる事案が確認された場合、生徒またはその保護者から心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）による心身の苦痛について通報を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会において事実の有無の確認を行うとともに、その当該保護者（保護者通報を除く）及び県教育庁児童生徒支援課に報告（第一報）を行うなどの措置を講ずる。
- ②事実の有無については、迅速に正確な事実関係による確認に努める。また、必要に応じて警察や関係機関と緊密に連携しながら対応する。
- ③関係生徒や保護者の心情や個人情報の取り扱いに十分配慮して、組織的に対応する。
- ④関係生徒や保護者に対して、適宜情報提供を行いながら適切な支援を行う。
- ⑤再発を防止するために、いじめが解消した後、必要に応じて情報を公開するように努める。

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

- ①重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び2号」より）
 - ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）
 - ・いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）

「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」より

※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

※重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもおお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

※被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

②重大事態の報告（いじめ防止対策推進法第30条）

- ・重大事態を認知した場合、直ちに県教育委員会を通して県知事に発生報告を行い、その後、文部科学省に報告する。

③調査を行う組織

- ・ 県教育委員会から必要な指導、人員措置等の支援を仰ぎながら、学校いじめ対策委員会または県教育委員会が設置した調査機関（いじめ等学校問題対策チーム）において調査を行う。

④事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ いつ、誰からおこなわれ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り客観的・網羅的に明確にする。

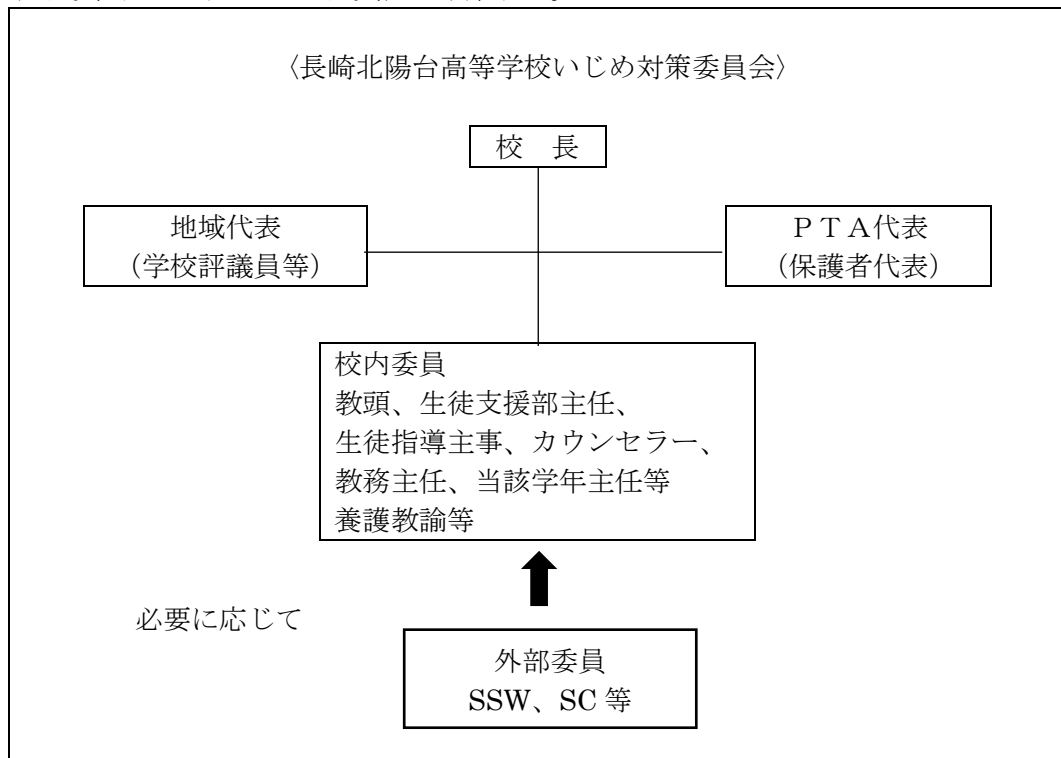
(2) 調査結果の報告及び提供

- ・ 調査結果の報告は、速やかに学校から県教育委員会へ行う。
- ・ いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報提供を適切に行う。ただし、生徒のプライバシーや関係者の個人情報保護に十分配慮する。

5. 組織

本校に、いじめの防止及び早期発見やいじめ対策を講じるために「長崎県立長崎北陽台高等学校いじめ対策委員会設置要綱」に基づき、「長崎北陽台高等学校いじめ対策委員会」（以下、委員会と呼ぶ）を設置する。

- (1) 委員会は、校長、教頭、生徒支援部主任、生徒指導主事、カウンセラー、教務主任、学校評議員1名、PTA代表1名の他、当該学年主任及び関係学級担任で構成する。また、必要に応じて外部専門家及び地域関係者が参加する場合もある。
- (2) 委員長は校長とする。
- (3) 委員会は必要に応じて委員長が招集する。



6. その他

この他必要なことについては、委員会に置いて別途審議する。

附則 この方針は平成26年4月1日から施行する。
令和2年5月一部改定
令和3年3月一部改定
令和4年4月一部改定